

令和6年度 ドライブレコーダー機器導入助成事業概要

令和6年4月1日
公益社団法人 福岡県トラック協会

1. 交付要綱

別添「ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱」のとおり。

2. 助成対象

令和6年4月1日から令和7年2月末日の期間に、新規（中古品・レンタル品を除く）にドライブレコーダー機器（以下「車載器」という。）を導入し、支払いまで完了した公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という）に所属する会員事業所（以下「会員」という）に限る。

3. 申請方式・方法

機器導入後の事後申請方式となります。

会員は、車載器を導入、支払い（リース契約）まで完了させ、令和7年2月末日までに下記書類を県ト協（業務一課）にFAX【092（451）7964】して下さい。

① 「ドライブレコーダー機器導入促進助成実績報告書（助成金請求書）」様式1

② 添付書類

（買取り）車載器の請求明細書（写）及び領収証（写）又は金融機関振込通知書（写）

（リース）車載器の価格明細書（写）及びリース契約書（写）

※受付期間中でも予算枠に達した場合は、その時点までとする。

【予算執行状況については、県ト協ホームページにて随時お知らせいたします。】

4. 助成対象機器

映像や走行に関するデータを記録できるドライブレコーダー車載器

※助成対象機器一覧参照

5. 助成額及び台数

	県ト協
助成額	車載器1台当たり購入価格（税別、工賃・付属品等は除く）の半額（千円未満切捨て）を助成し、上限は次のとおりとする。 ①簡易型：10,000円 ②標準型：15,000円 ③運行管理連携型：30,000円
助成台数	1会員当たり令和6年2月末日現在の保有車両数（エンジン付き）の20%（端数切り捨て）で上限10台までとする。

令和6年度 ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱

令和6年4月1日制定
公益社団法人 福岡県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という。）の事故防止対策事業の一環として、事故調査・原因分析や危険予測に効果があるドライブレコーダー機器（以下「車載器」という。）を購入する際の購入費の一部を助成することにより、交通事故防止に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 県ト協に所属する会員事業所（以下「会員」という。）とする。

(助成対象機器)

第3条 助成の対象となる機器は、映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載器で、以下の基準に該当するものとする。

- (1) 十分な耐久性があること。
- (2) 品質が保証され、保証期間が定められていること。
- (3) 機械的作動が円滑であること。
- (4) 時計が取り付けられており、時間情報を取得できること。
- (5) トラック用に開発されていること。
- (6) 事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、トリガ前後の映像や瞬間速度、加速度等の走行に関するデータを記録できること。
- (7) 解析ソフトなどを介して、記録媒体に記録されたデータから事故及び危険挙動運転等の原因を分析できること。

※ドライブレコーダー機器の分類及び対象機器については助成対象機器一覧を参照して下さい。

(助成条件)

第4条 会員が所有する、福岡県内に登録している事業用貨物自動車に、別に定める期間に、新規（中古品・レンタル品を除く）に、車載器を導入し、支払いまで完了させ、県ト協に助成申請したものを対象とする。

（※リースでの導入も可）

(助成対象期間)

第5条 令和6年4月1日～令和7年2月末日までとする。

但し、対象期間中でも予算枠に達した場合は、その時点までとする。

(助成金の交付額及び台数)

第6条 助成金の交付額及び台数は次のとおりとする。

- (1) 車載器等

車載器 1 台当たり購入価格（税別、工賃・付属品等は除く）の半額（千円未満切捨て）を助成し、上限を次のとおりとする。

- ①簡易型：10,000 円
- ②標準型：15,000 円
- ③運行管理連携型：30,000 円

ただし、1 会員当たりの助成台数は令和 6 年 2 月末日現在の保有車両数（エンジン付き）の 20%（端数切り捨て）で上限 10 台までとする。

（助成金の請求）

- 第 7 条 （1）会員は、様式 1 の「ドライブレコーダー機器導入促進助成実績報告書（以下「実績報告書」という。）」に、請求明細書及び領収書（又は金融機関振込通知書）の写しを添付し、県ト協に提出する。
- （リースの場合は、価格明細が分かる書面（写し）、及びリース契約書【装着機種もしくは車両登録番号が明記されたもの】（写し）を提出する。）
- （2）県ト協への最終提出期限は令和 7 年 2 月末日必着とする。

（助成金の交付）

- 第 9 条 県ト協は、実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、会員の指定する金融機関に助成金を振り込み交付する。

（機器の処分制限）

- 第 10 条 会員は、助成対象となった機器を導入の日から起算して 1 年を経過するまでの期間は譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

（雑則）

- 第 11 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

（附則）

- 本要綱は、令和 6 年 4 月 1 日より適用する。